

オソーブツと真宗仏壇の成立

蒲 池 勢 至

— オソーブツについて —

オソーブツとは真宗門徒の葬送儀礼で、死者が出るとすぐに手次寺に行つて阿弥陀如来の絵像などを借り出し、仏壇脇の床の間に懸けて葬式を行うという習俗、およびこの絵像本尊そのものをさす民俗語彙である。各地におけるオソーブツの民俗事例と歴史的意味については先に論じたところであるが、「オソーブツさん」「ダイホンさん」「三ヨライさん」「リンジボトケ」「リンジュウブツ」「ノブツさん」などと様々な呼称があり、ニヨライは如来、リンジボトケは臨時仏、リンジュウブツは臨終仏、ダイホンは代本尊・大品、ノブツは野仏、オソーブツはお葬仏・お縊仏・お送仏という字を当てることができた。岐阜・三重・滋賀・福井・石川・新潟県にかけてこうした習俗はみられ、このオソーブツは本来「物仏」であって、道場本尊であった絵像本尊が木仏本尊に替わり道場が寺院化していく段階で成立した習俗ではなかろうかと推定した。そして、阿弥陀如来の絵像は引導仏としての意味をもつて

いた。詳しく述べて、拙稿「『オソーブツ』考」を参照していただきたい。⁽¹⁾

本稿では、このオソーブツに關わる問題として真宗仏壇との關係やその成立について述べてみることにする。といふのは、「総仏さんのある間は仏壇は燈明をつけて障子をしめておきます。総仏さんのある間は読経は総仮の前だけれど、仏壇では致しません」といっている事例があるよう⁽²⁾に、葬儀の中心がオソーブツであつて仏壇は無視されてしまうのは何故か。喪家には仏壇があり本尊があるのに、どうしてわざわざ寺院からオソーブツを借りてくるのか、そこには仏壇の本尊とオソーブツの本尊とに性格的な違い、門徒の仏壇に対する意識とオソーブツに対する意識の違いが認められるのではないか、ということである。道場が寺院化していく過程の中で、木仮本尊が安置されだすと絵像本尊がオソーブツ化したすれば、反対に道場が収縮して成立してくるのが仏壇である。したがつて、これはまた真宗仏壇そのものの成立過程の問題でもあろう。

二 仏壇研究の問題点

そこで、こうした問題を考えるに當たつて「真宗仏壇の成立」ということから迫つてみたいが、その前提としてどうしても触れておかねばならないのは仏壇成立の問題である。仏壇というと日常的なごくありふれたものであるにもかかわらず、これがどのようにして成立してきたのか、どんな宗教的意味を持つてているのかという研究は必ずしも多くない。これまで主として民俗学の分野から論じられてきたが、そのときの主な觀点は、仏壇というものが

けつして仏教信仰の普及によつて成立したものではなく、先祖崇拜という日本人の民俗信仰や家における神仏を祀る場所との関係から論及されてきた。すなわち、なぜ家中に神棚と仏壇を併存させて祀るようになったのかといふ問題から、日本人が季節ごとに訪れる先祖の靈を祀る年棚・魂棚（盆棚）との関係が論じられ、家の祖靈が神格を得て同族神となり、さらに仮格を得たものが仏壇に祀られるようになつた。一方、仮格を得ることのできなかつたものは、地神・屋敷神などのカミとして残存したのではないか。そして、仏壇は臨時に祀られる祭壇である年棚・魂棚などが常設化したものである、というのである。⁽³⁾こうした盆棚から仏壇へという変遷に加えて、竹田聰洲博士は庶民の仏壇は本来の持仏堂が收縮ないし矮小化したものであつて、持仏堂—仏間—仏壇という順序が民俗的変遷の跡だつたと考えられた。竹田博士のこの指摘の裏には、一般無名民間寺院の成立形態という大きな問題視角と一連の研究成果があつて、持仏堂・村惣堂の発展したものが寺院となり、反対に收縮したものが仏壇ではないのかとの主張である。⁽⁴⁾また、位牌の安置場所としての仏壇ということから、 NANDO や台所に仏壇をおく事例に着目し、家の表側の部屋におく型と裏側の部屋におく型の二つがあつて、仏壇安置の場所が裏の部屋から表の部屋に変化しながら、死靈に対する忌観念の衰退や先祖祭祀という信仰が普及した、という指摘もされている。⁽⁵⁾

こうした民俗学からの仏壇成立に關わる研究について、最近、建築学の分野から大河直躬氏は鋭く批判された。

同氏は、「具体的にどの時期にどのような形式の仏壇や神棚が使用されはじめたのか明らかにしているわけではない。」と述べたあとで、

また、最近の民俗学の入門書のなかには、盆の日に臨時に設けられた精靈棚が常設化されたのが仏壇であると

か、持仏堂や仏堂が個々の家にとりこまれて縮小化したのが仏壇である、というような説明が見られるが、このような説明も、仏壇の成立過程を正しくとらえているものとは思えない。なぜなら、盆の精霊棚（盆棚）は、仏壇の成立以後も、仏壇とは別に設けられることが広く行われている。また、持仏堂や仏堂は、仏の彫像や絵像を安置して礼拝するのが本来の役割であり、祖先の位牌の安置と礼拝を本来の役割とする仏壇とは、利用目的にも、形式的にもかなりの相違がある。⁽⁶⁾

といふ。そして、民家の復元などから日本の住居で仏壇が出現する時期や形式を検討して、初期の仏壇は統一された形式をもつていなく、位牌壇・床の間・押板・戸棚・密教寺院の間取り形式などの種類があり、これら既存の形式を利用したと考えられた。位牌や厨子を置くことによって仏壇になり、一七世紀末期から一八世紀前期にかけてのころに今日みるような形式が成立したという。大河氏の所論を受けて、森孝男氏は仏壇と盆棚の併存してきたことについて盆棚は施餓鬼棚・閻伽棚の形式が受容されたもので「仏壇と盆棚は、それぞれの起源と、祭祀の対象となつた祖先の靈の性格が異なるものであつた」と論じられた。しかし、仏壇については「仏壇の形式はともかく、機能については持仏堂に源流があるのでなかろうか。」といつてはいる。⁽⁷⁾

さて、仏壇の成立に関わる研究を概略みてみたが、一番の問題点は「仏壇」をどう捉えるか、なにをもつて「仏壇」としているのか、ということである。大河氏が「祖先の位牌の安置と礼拝を本来の役割とする仏壇」というとき、それは「庶民にとっての仏壇」という意味であろう。仏壇とは本来、信仰の帰依する本尊を安置して礼拝するものである。また同氏は「持仏堂や仏堂は、仏の彫像や絵像を安置して礼拝するのが本来の役割」というが、持仏

堂や仏堂が「仏の彫像や絵像を安置して礼拝する」以外の意味を持つて建立され存在したのではないか。民俗学が仏壇成立について追及してきたのは、仏壇を成立せしめた民俗信仰の本質であり仏壇成立以前の祖型である。仏壇成立の変遷は、あくまでも類型的形態変化の姿である。確かに、盆棚などがそのまま屋内に取り込まれて仏壇になつたという説は検討されねばならないが、持仏堂が収縮して仏壇が成立したのではないかということは、持仏堂が仏壇の前姿形態としての祖型であると考えられる。以下、真宗仏壇の成立から論じてみよう。ただ、一言断つておきたいのは、真宗の仏壇は他宗派のものと異なつて仏像や絵像の本尊を安置する「本来の仏壇」と見られ、これまで仏壇成立に関する研究対象にはならなかつた。しかし、そうした真宗信仰に基づく一面と同時に先祖祭祀の祭壇としての性格も持つようになつたのである。

三 『門徒本尊控帳』の分析と本尊祭祀形態

真宗仏壇の成立や祭祀形態あるいは本尊の性格をみると、愛知県一宮市の正福寺（真宗大谷派）所蔵『門徒本尊控帳』⁽⁸⁾を分析しながら考えてみたい。これは表紙に「寛永貳曆 乙／御本尊之帳 正福寺／九月廿五日 丑」とあり、正福寺住職が門徒宅の本尊を調べて書き上げたもので、年代的には大永四年（一五二四）から元禄十五年（一七〇一）までの裏書が記録されている。記載形式を示すと

本願寺釋教如

上宮寺下

正福寺門徒

願主釋道和

方便法身尊形

御文廿九通

教如判

六字一幅

イチエ

善兵

という書き方で、方便法身尊形九三点、親鸞聖人御影二点、蓮如上人真影一点、教如上人真影二点、木仏尊像一点、名号三点、持仏堂祝三点、合計一〇六点が記録されている（表Ⅰ参照）。「コタエソコナナイ」という表現がみられることから直接住職か代理の者が調査しており、裏書だけでなく在所名・俗名・御文や名号の有無、あるいは所蔵者等の移動に関わる注記もみられる。そうしたものの中をいま一つ示すと次のとおりである。

寛永十六年卯三月廿五日岩井

本願寺釋宣如

正福寺門徒

方便法身尊形

願主釋正欽^{キン}

奥田

茂兵衛

ホリノウチノ弟

權藏^ニ渡ス

したがつて、この本尊下付年代や注記を考えることによって、当時の門徒の家に本尊（絵像本尊）と一緒にどのようなものが安置されていたのか、具体的には本尊と脇掛け・御文の状況が知られるであろう。そこでいま、（1）下付者と下付物の関係、（2）本尊である方便法身尊形と御文の関係、（3）名号と本尊等との関係、（4）注記、（5）願主と在所名という五つの角度からこの史料を分析してみよう。

まず（1）下付者と下付物の関係であるが、これは表Ⅰのようになる。この書上げの中には後に触れるように現在寺院として成立しているものも含まれているが、宣如代（一六一四～一六五三）に本尊下付されたものが多く、ついで一如代（一六七九～一七〇〇）下付となっている。教如・宣如・琢如・常如・一如下付をあわせると一〇六点中九一点で八五・八%となる。一〇六点という少ない点数ながら、門徒の家の本尊がこうした年代に下付され安

下付者		実如	証如	顯如	教如	宣如	琢如	常如	一如	真如	不明	合計
下 付 物	方便法身尊形	1	8	3	13	30	4	11	22	1		93
	木 仏 尊 像						1					1
	親鸞聖人御影						2					2
	蓮如上人真影						2					2
	教如上人真影						2					2
	名 号						1				2	3
持 仏 堂 祝										3		3
合 計		1	8	3	13	38	4	11	25	1	2	106

表 I

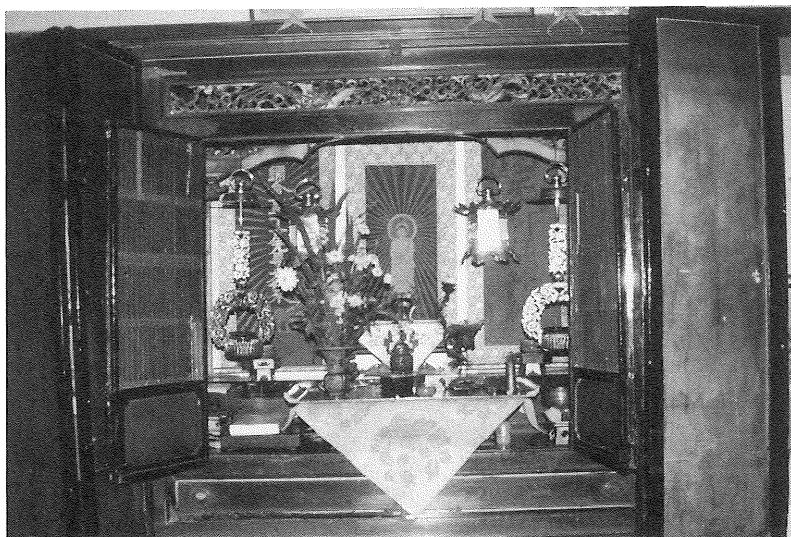
方便法身尊形

証如		顯如	教如	宣如	琢如	常如	一如	合計
御 文	証如							
	顯如							
	教如	1	1	4	2			8
	宣如	1		1	8			10
	琢如					2		2
	常如							
一如							1	1
不明				1	1			2
合計		2	1	6	11	2	1	23

表 II

置されたしたということは、寺院の場合と比較すると興味深いものがある。尾張真宗寺院四四〇カ寺の法寶物を書上げた『僧侶明細帳』（明治十一年）によると方便法身尊形は、蓮如二四・実如五四・證如三五・顯如一九・教如一六・宣如二一点で、以後は下付されることがほとんどなくなつてゐる。代わつて木仏本尊が、顯如二・教如六・宣如一五七・琢如一五・常如九六・一如二八点と下付されている。つまり、蓮如・実如・證如・顯如といった十五世紀後半から十六世紀にかけて創建された道場が、宣如から常如にかけての頃に木仏本尊・寺号許可を受けて寺院化しているのであつた。⁽⁹⁾正福寺の門徒に本尊が多く下付され出すのも宣如代からである。ただし、寺院が道場から寺院成りで木仏本尊であつたのに対しても、門徒は絵像本尊であつた。

(2) 方便法身尊形と御文の関係は、表IIのようになる。法主のいつの代に下付された方便法身尊形に対しても、だ



近江堅田門徒の仏壇（井川芳治氏撮影）

名号

番号	下付物	下付者	年号	手次關係表示	裏書地名表示	願主	在所	俗名	御文	名号	他
07	方便法身尊形	証如	天文06	上宮寺門徒	尾州海西郡櫻尾莊堤内雀森	道覺・坂田	次左衛門		1	正保2年(名号)	
57	方便法身尊形	証如				尼妙真	江戸		2	名号寛永13六年條へ參モトム 権七へ渡	
63	方便法身尊形	教如		上宮寺門徒	上宮寺下	淨了	西ノ河	六右衛門			
10	方便法身尊形	教如		上宮寺門徒	正福寺門徒	道利	イチエ	善兵	教如判29	1	
13	方便法身尊形	教如		上宮寺門徒	正福寺門徒	定龍	ハナカイ	小兵衛	御文	1	
37	方便法身尊形	教如		上宮寺門徒	正福寺下	惠誓	イナバ	久左衛門	教如判27	1	六切十字(寛永14)
09	方便法身尊形	宣如		上宮寺門徒	正福寺下	明嚴	コセ	勝右衛門	宣如判29	2	寛永20岩井 六字・九字
20	方便法身尊形	宣如	寛永14	正福寺門徒	道西	南方		次郎左衛門	御文	有	
23	方便法身尊形	宣如		上宮寺門徒	乗念	ヨコノ(懶野)		喜右衛門	宣如判22	2	今ハ五ツ屋兵左ニ有
24	方便法身尊形	宣如		上宮寺門徒	宗意	ホウリウ新田(法立)	宗八		教如判24	2	
30	方便法身尊形	宣如		正福寺門徒	空心	南方		次郎右衛門	宣如判7	有	忠助ニ有 お文は久藏六字共に
41	方便法身尊形	宣如	(寛永15)	勝福寺門徒	道喜	ハリデン(御田)		次左衛門		1	八切之六字
42	方便法身尊形	宣如	岩井	正福寺門徒	行春	二郎丸	金右衛門			1	八切之六字
56	方便法身尊形	(慶安02)	正福寺門徒	榮玄	戸塚町	新十郎					
89	御名持金輪祝	午2月		富田町		甚太郎					惣吉より名号譲
32	六切之六字			山崎大塚村		小三次内儀					
35	八切之六字	(正保3)		毛受		半助					
53	八ツ切六字	請取									慶安元年花井町(徳右女房へ渡

表III

れの判による御文が備わっていたかを見たものである。教如下付の方便法身尊形に同じく教如判の御文のものが四点、宣如下付の方便法身尊形に宣如判の御文のものが八点である。点数が二三と少ないのでなんとも言えないが、教如のころから絵像本尊下付と同時に御文も下付していたのではないかと推測できよう。

(3) 名号と本尊等との関係は表Ⅲである。これは名号に関する注記のあるものを抽出して整理したもので、本尊である方便法身尊形と名号との関係、あるいは本尊・御文・名号とのセットの具合—祭祀形態を見ようとしたものである。番号は私に付したものであるが、No9は本尊が宣如下付で、同じ宣如判の御文二九通、そして六字名号が備わっていた。注記には「新門様ノ 御名号二幅寛永廿曆未九月十八日岩井／六字ニハ蓮華有、一幅ハ九字／コセ 勝右衛門」とあり、裏書そのものに下付年次は記されていないが、「岩井（祝）」とあることから寛永二十年（一六四四）に方便法身尊形を本尊に、六字名号・九字名号を両脇掛けとして安置したことがわかる。「岩井」という表現は、他の箇所にもしばしば見られ、今日の仏壇開きに相当するものであろう。No9と同形態のものにNo23とNo24がある。ただし脇掛けは六字名号二幅であった。No41と42は宣如下付の本尊に対して「八切之六字一幅」とあって、片方のみの脇掛けであったようである。No89・32・35・53は、本尊が方便法身尊形の絵像ではなく名号を本尊として祭祀した形態である。「御名号持仏堂御祝」とあることがはつきりと示している。この場合、脇掛けはなくて名号のみを安置したものであろう。「八切」という表現がみられるが、これは大きさを表すもので、『門徒本尊控帳』に記された大きさを表すものを纏めて列挙すると次の通りである。

No 66 方便法身尊形 大永四年

三百ノ御身

36	方便法身尊形	証如	天文六年	五百ノ御身
37	方便法身尊形	教如		六切十字
41	方便法身尊形	宣如	(寛永一五年) 岩井	八切之六字
53	八ツ切六字		(正保三年) 請取	
42	方便法身尊形	宣如		八切之六字
78	方便法身尊形	常如	(延宝三年)	百ノ御身
79	方便法身尊形	常如	(延宝三年)	二(百)ノ御身
88	方便法身尊形	一如	元禄三年	百ノ御身
93	方便法身尊形	一如	元禄四年	百ノ御身
94	方便法身尊形	一如	元禄四年	二百ノ御身
32	六切之六字			
35	八切之六字			

真宗では本尊や名号・御影の表具が一定していて、その大きさを「代」と称している。本山から下付されるときの呼称で、受けるにあたつて永樂錢で五十文・百文と納めたところから起つた呼び方であるといふ。⁽¹¹⁾ また一説には名号の大部分が唐紙に書かれており、その裁断の仕方によつて大小の区別ができる、本尊の寸法を定める基準になつたともいわれる。⁽¹²⁾ 真宗大谷派の寸法をしめすと、百代が長一尺六寸七分(本紙、七寸)・幅六寸三分(三寸三分)、

二百代が長二尺七寸（一尺二寸）・幅一尺（五寸五分）、三百代が長三尺二寸七分（一尺四寸）・幅一尺二寸（六寸五分）、四百代が長三尺九寸三分（一尺八寸）・幅一尺三寸三分（七寸五分）、五百代が長四尺五寸一分（一尺一寸五分）・幅一尺六寸四分（一尺）である。また「六切」「八切」については、西本願寺の場合であるが、安永年間編の『年中行事』に

百代	唐紙十六切	竪七寸四分	横三寸三分
二百代	同八ツ切	同一尺八寸	同四寸八分
三百代	同六ツ切	同一尺二寸四分	同五寸八分
四百代	同四ツ切	同一尺四寸四分	同六寸八分
五百代	小品	同一尺八寸五分	同八寸
八百代	中品	同二尺二寸	同一尺五分
一貫代	大品	同三尺四寸	同一尺四寸五分

となっていた^{〔13〕}。普通、三百代までが在家用で四百代からは寺院用とされている。『門徒本尊控帳』に記載されている本尊や脇掛けの名号も百代・二百代程度のものが多かつたと見てよい。No.66は三百代と少し大きいが、これは現在淨流寺という寺院として存在するから道場本尊のものである。名号を本尊として「御名号持仏堂御祝」をしたNo.89・32・35・53などは、持仏堂と称していても名号本尊の大きさが百代・二百代であったので、実態はどの程度

の仏壇かわからないがそこに掛けたものであろう。

次ぎに（4）注記の内容から見てみたいが、着目するものを整理して一括列挙する。

No 08	方便法身尊形	証如 天文一〇年「アガリ候御本尊ノテラルアツケ申候」
11	方便法身尊形	宣如 「今ハシラカタ小三郎ニ有」
19	方便法身尊形	宣如 寛永九年 「福森半助ニ有」
23	方便法身尊形	宣如 「今ハ五ツ屋兵左ニ有」裏書願主は「ヨコノ喜右衛門」六字二幅、御文二十二通（宣如）
30	方便法身尊形	宣如 「次郎右衛門忠助ニ有」「御文廿七通宣如判久藏ニ有、六字共ニ」
33	方便法身尊形	教如 「正保三戌二月九日ニ 高田村勝右衛門ニ渡、今ハ甥角兵ニ有」
38	方便法身尊形	教如 「寛文八申正月四日、／庄九郎ニ有、／喜七使ニテ」「寛十四十一月九日ニ渡ス、今ハ上町彦右ニ有」
39	方便法身尊形	宣如 「タケカハナ左之助女房、今ハ久助ニ有、今ハ北町六兵ニ有」
40	方便法身尊形	宣如 「吉藤新田七蔵／今ハ塚原長九女房ニ有」
47	方便法身尊形	宣如 「奥田茂兵衛」（願主）「ホリノウチノ弟権蔵ニ渡ス」（寛永16）岩井
53	八ツ切六字	「正保三戌二月八日ニ請取、毛受勝左衛門」「慶安元年子三月十八日ニ花井町徳右女房へ渡」「母使ニ而了傳持テ参、傳吉子カ傳吉ニ何時ニテ

モ渡シ可申候ト、キワメウケヲイニテ渡ス」

57 方便法身尊形 証如

「權七へ渡」

76 方便法身尊形 宣如

80 方便法身尊形 常如

83 方便法身尊形 一如

87 方便法身尊形 一如

「寛文十三^丑四月十五日岩井 フルキヲカイトル、西光坊起／次右衛門」

「延宝五^辰曆巳」十二月廿九日 元禄十三三月朔日／三左衛門□道ニテ」

「貞享五年戊辰三月朔日」「御文様元禄五一月廿二日御祝有寺ニテ」

「元禄三庚午曆二月廿日 北市場まき」「死期ニハ伊三郎一代御番被申候筈ニ願申候而断有、旦那寺違申候間後日ニハ此方へ請取申筈ニ御

座候」

89 御名号持仏堂御祝 午二月

「元禄三年 猥吉名号譲」

97 方便法身尊形

「元禄五年四月此方へ預り置申候」

10 方便法身尊形 一如

「持仏堂并三ツ具足共ニ^一ゼ センニ御番為申候、元禄六年^{酉ノ}十一月
十日」「右之御仏御道具者、北町まき死申ニ付伊三郎肝煎」

これを見ると、「今ハ〇〇」「〇〇へ渡ス」と記されているものがある。「今ハ五ツ屋兵左ニ有」「高田村勝右衛門ニ渡、
今ハ甥角兵ニ有」「タケカハナ左之助女房、今ハ久助ニ有、今ハ北町六兵ニ有」のとくである。つまり、ここにみ

られる本尊は「家の仏壇の本尊」というように固定化されたものでなく、移動しているのである。「フルキヲカイトル」こともありたし、「惣吉より名号を譲」つてもらい自分の家の持仏堂に本尊として安置することもあった。No 87とNo 100は互いに関連した内容であるが、この本尊が移動する事情を教えてくれる。「北市場まき」は元禄三年（一六九〇）二月二十日付の一通裏書を持つ方便法身尊形を安置し、死後には「伊三郎一代御番」をしてくれるよう依頼したが、伊三郎は旦那寺が違うという理由で断った。そこで寺が請け取ることにしていた。結局、「北市場まき」が死亡したあと御番を断つた伊三郎が肝煎して、元禄六年十一月十日に「ごぜせん」が「持仏堂并三ツ具足共^ニ」引き受けて御番した、という次第である。この場合は本尊だけでなく、持仏堂すなわち仏壇と莊嚴具である鶴亀・花瓶・香炉の三ツ具足など一切が移動している。普通仏壇とその本尊といえば、本来の意味はともかく、家の先祖を祀る祭壇であり「家」に継承されるべきものである。家族の死を契機として仏壇が祀られるようになることはあっても、今見たごとく死後に仏壇・本尊が他人へ渡るということはない。『門徒本尊控帳』にみえる本尊や持仏堂（仏壇）は、こうした先祖祭祀的性格を持つ以前の姿といえよう。

『門徒本尊控帳』には、裏書や名号・御文などの有無や本尊の移動に関わる記述があるが、他に（5）願主と俗名・在所名が記されている。願主と俗名の関係に注目してみると、例えば

No 03	方便法身尊形 教如	上宮寺門徒	淨了	西ノ河	六右衛門
04	方便法身尊形 教如	正福寺門徒	淨了	スヂノ	甚八
16	方便法身尊形 宣如 寛永六年	正福寺下	淨了	清水	勘助

81 方便法身尊形 一如（貞享四年） 浄了 清水カ 五郎作

のよう、「淨了」という同じ法名の願主が四点ある。この他「宗俊」が五点、「定龍」が二点、「道喜」が二点、「祐念」が三点、「宗庵」が一点、「妙圓」が二点、それぞれ同じである。これらは下付年代が異なっているものの、寺側では一つの法名を名付けるパターンをもつていて、本尊下付に際して願主に付していたとも考えられる。在所名では、

No 67 方便法身尊形 宣如

68 方便法身尊形 宣如

53 八ツ切六字

（正保三年） 請取

正福寺門徒 良善 毛受 長兵衛

正福寺門徒 祐念 毛受 孫左衛門

毛受 勝左衛門

などとあり、毛受村の門徒三軒に下付していくことが分かる。同一在所名としては、この他に古道村、南方村、北市場、阿古井村、鍛治ヶ一色村などがある。鍛治ヶ一色村の例でみると、一如代の元禄四年（一六九一）に傳右衛門、元禄五年に半右衛門、元禄七年に徳右衛門と順次本尊が下付されていた。

四 正福寺と門徒の仏壇

このように『門徒本尊控帳』を分析してみると、寛永から元禄期における門徒家の仏壇祭祀の状況をかなり具体的に知ることができる。それでは正福寺とはどのような由緒を有し、寺院として成立したのであろうか。そして正

福寺と門徒、寺院と門徒仏壇との関係はどのようなものであろうか。

「正福寺由緒書」には

一 當寺專稱坊往古者天台宗ノ由然所ニ親鸞聖人專修念仏ノ儀ヲ御勸化被成候／時三州上宮寺殿ト同節ニ改宗之由申傳候／ 上宮寺殿ト專稱坊ハ其節ヨリ本末之由

一 木像之聖德太子元天台宗之時ヨリ安置申／來候故數代如本尊尊敬來候由其後／蓮如上人六字之名号遊シ被下候ヲ／本尊ニ仕候由于今ニ幅共ニ所持／（略）

一 大本繪之本尊 實如上人之御時御免／訛實如御判

方便法身尊形 専稱坊

大永元年辛巳九月五日 請主承了西

と語られて¹⁴いる。第一世了西は、真宗に改派した正福寺の開基で最初は蓮如筆の六字名号を本尊としていたが、実

如代に絵像本尊を大永元年（一五六二）下付されたという。没年は「了西義大永年中享禄年中カ知レ不申」とある。

この方便法身尊形は道場時代の本尊であり、第三世了善（慶長十六年亥ノ四月八日没）代に次のような証如真影を下付され、さらに親鸞御影を下付されたときに寺号も免許になつた。

釋顯如御判

證如上人真影

天正十年壬午九月廿四日

佐々木上宮寺門徒尾州

中嶋郡刈安賀村專稱坊

願主釋了善

正福寺

大谷本願寺釋教如 御判

慶長三年戊戌八月十一日

本願寺親鸞聖人御影 佐々木上宮寺門徒

尾州中嶋郡刈屋

須賀村花井正福寺

常住物也

願主 穔了專

以後、第四世了誓（慶長十年己亥八月四日没）、第五世定龍（元和八年戊午九月一日没）と続き、第六世了智代の寛文四年（一六六四）に太子七高僧が下付されている。了智は元禄六年（一六九三）酉十一月十二日に没しているが、この代に「御堂庫裏廊下迄建立」された。また、『門徒本尊控帳』は表紙に「寛永貳曆」とあり元禄十五年まで書上げられていたので、この史料は主として了智によつて纏められたものである。

正福寺は三河佐々木上宮寺と本末関係になっていたが、尾張における拠点として正福寺下に、さらに十五カ寺の末寺があつた。

第一代

了西

此了西時迄當寺之末寺拾五ヶ寺有之由

一 氏長村 中坊	高田村 高正坊	勢州福永村 覚法	花井方村 浄光坊
奥村 林正坊	一ノ宮村 真養坊	於保村 壽專坊	沖村 専壽坊
高井村 法藏坊	石橋村 正乘坊	木全村 専光坊	當地 智專坊

右ノ外於保村ニ三ヶ寺有之候メ十五ヶ寺者／蓮如上人御自筆ノ御帳面也三州上宮寺殿／ニテ專稱坊ニ末寺十五ヶ寺ノ法名面々被遊／候蓮師之御自筆了恩代ニ拝見仕候

この中、於保村壽專坊については『門徒本尊控帳』に方便法身尊形が証如下付（No.64）、教如真影が寛永二年（一六二三五）宣如下付と記載されている。また、No.66の方便法身尊形（大永四年）とNo.31蓮如真影（宣如下付・寛永十三年）、No.45の木仏尊像（宣如下付・寛永十六年）、No.46の教如真影（宣如下付・寛永十六年）が奥村林正坊、No.49の蓮如真影（宣如下付・寛永十二年）が木全村專光坊、No.50の親鸞御影（宣如下付・寛永十六年）が木全村專光坊関係に当たると思われる。正福寺から見れば、こうした末寺も当然「門徒」であり、当初は道場形態であったのが教如や宣如代にかけて次第に寺院化したのであつた。それはまた正福寺自身も同じ形態であつて、ただ慶長三年（一

五九八）に寺号免許を受けていくぶん早かつたに過ぎない。しかし、No 51の教如下付本尊が願主祐念で「智専坊下甚蔵」、No 48の宣如下付本尊が願主了源で「智専坊下源六」と記されているのは、正福寺—智専坊—門徒という関係を明示しているのであり、『門徒本尊控帳』に記載されているものは一部に道場から寺院化したものも含んでいるが、ほとんどが一般在家門徒の本尊であると言つてよい。そして、これは類型的には道場が発展して寺院が成立し、道場から寺院へ発展できなかつたものが（収縮したものが）門徒の仏壇であると捉えることができるのではないか。そして、さらに言えば、道場とは寺院成立の前姿形態であり同行の合力によつて建立され支えられた堂庵・村物堂であつた。

五 真宗仏壇の成立と本尊の性格

さて、これまで『門徒本尊控帳』を分析しながら真宗仏壇の成立や本尊について見てきた。ここで、本稿の最初に述べた一般的な仏壇成立の問題やオソーブツとの関係に戻つて考えてみよう。

『門徒本尊控帳』を通して知られたことは、年代的には寛永から元禄期の間における門徒の本尊祭祀形態で、村落内の門徒家に百代・二三百代というような大きさの絵像本尊が安置され、名号の脇掛けまであつたということである。もちろん、今日見るようなすべての門徒家にあるという訳ではなく、一定階層の門徒に限られていたであろう。元禄期の一如意になると「持仏堂祝」という表現がみられ、持仏堂という呼称ながら実態としては三具足などの莊

嚴具を伴つた仏壇であつた。内田秀雄氏によれば、尾張仏壇・三河仏壇・彦根仏壇というような工芸的な仏壇が生産されだすのは、ちょうどこの元禄頃からである。⁽¹⁵⁾ また、元禄三年（一六九〇）に刊行された『人倫訓蒙図彙』には「仏具師からかねを以て仏前の三具足金仏薄端毛氈薬鍋等品々これを造る図」とあって、仏具師が前に鶴龜の灯明台や香炉を置き、上方に金吊り灯籠の絵が描かれている。持仏堂と呼ばれていた仏壇の莊嚴具に相当するものであり、先にみた門徒家の本尊祭祀の状況から推定すると元禄期にはもうかなり一般的な姿としてよからう。今日みるような仏壇の形態が成立して普及しており、大河直躬氏が豪農や商家といった上層階層の民家を復元して「一七世紀末期から一八世紀前期にかけてのころに今日みるような形式が成立した」「近畿地方の中心部である京都、奈良、大阪地方では、その普及が早かつたが、その他の地方は一七世紀にはまだ仏壇のない家がかなり存在するとからみて、この世紀には仏壇は普及の途次にあつた」などと推定してみえるのは年代をいま少し遡らせる必要がある。⁽¹⁶⁾

正福寺門徒家の本尊祭祀の状況は、証如から一如代にかけての時期で、真宗寺院が道場から寺院化していく頃であり、いわゆる仏壇が成立する直前の姿であつた。元禄期にはかなり普及していたようであるが、それでは教如代（一六〇二—一六一四）や宣如代（一六一四—一六五三）に下付された門徒本尊はどうに祭祀されていたのだろうか。この点について具体的に知り得る資料はないが、一つ考え合わせることができるのは、近世における道場が毛坊主道場・辻本道場・内道場・家道場・講道場・自庵・看坊・法名元・本尊元などという名称で呼ばれていたことである。⁽¹⁷⁾ 道場は大きく個人の設立したものと、門徒共同による惣道場の形態があり、いま上げたものは個人所



人倫訓蒙図彙

有的な道場である。俗人が道場主となつて自家の一室に礼拝施設を設けたもので、絵像本尊や名号などを祭祀したものであつた。辻本は厨子元の転訛とみられていて⁽¹⁸⁾、正しいとすれば本尊などを厨子の中に安置して礼拝していたことになる。しかし、普通の道場の場合は厨子の中に本尊を掛けるのではなく、現在の真宗寺院の余間に軸を掛けているような押板形式のところに掛けていたのであろう。そして、近世初期の辻本・家道場・自庵・看坊などは『紫雲殿由縁記』⁽¹⁹⁾に

寛永ト成り、京並ニ田舎ニ至ル迄、辻本看主、寺号ヲ望申、一ハ世上靜謐ヨリ事結構ニナリ、坊主分モ威儀ヲ取リ繕ヒ、他宗寺院ノ出会、近郷近里同居等有レ之ハ寺号ヲ名乗、サレハ他宗門ノ僧徒弥輕蔑ス。道場坊ト申ヲ嫌ヒ、寺号ヲ名乗リ度ト望、本山ニモ内徳ナレハ其礼物ヲ定免セラル。近年ノ始初曉ト寛永ノ時世、

都鄙共ニ寺号望申（中略）国々ニテ建立ハ多ク其所ノ郷土格或ハ大キナル百姓ニテ、其家頼・下百姓等辻本トナリ、或ハ庵主道場、寺号ヲ望申テ、音ニ聞ク寺院トナレリ。

とあるように寺院化していくのである。『門徒本尊控帳』にみられた門徒家の本尊祭祀は、この道場形態以後の段階、つまり道場から寺院化していくという時期以後に生じた門徒の家単位による祭祀形態で、具体的には持仏堂とも言つてよく、これは本質的あるいは機能的には道場とかわらないものであつたろう。というのは、正福寺—道場—門徒家という関係にあつて、この門徒家が教如や宣如から本尊を下付され自家の一室に祀つたとしても、この本尊はその家だけのものではなく、村落内における同行共有の本尊であったからである。定期的に開かれる講日などには、その家に集まつて読経されたりしたであろう。その門徒家が村落レベルでの惣道場となり寺院化していくといふ可能性はもはやなかつたが、基本的には道場と同じ性格を有していたのであつた。本尊や持仏堂が「一代御番」（No.87）するものであつたり、元禄以前に移動しているものが多かつたことはすでに見た通りである。近世初期の門徒家が祭祀する本尊の性格は、一面であるかもしれないが「家」に固定されたものはなかつた。尾張ではないが、福井県武生市の中村俊治氏所蔵の方便法身尊形の裏に、珍しい次のような起請文が書かれている。⁽²⁰⁾

うやまつて申起請文之事

一、河野浦舟寄山江入來り申候儀ハ、慶長二年六月原札を取白崎村之者共入申候事、

（朝倉義景）

妙法

一、同寄山江入申候儀ハ、吉景様以来入來り申候ハめうほう寺村ニテ御座候事、

一、同寄山江入申候儀ハ、慶長六年五月二日來り申候ハ春日野村ニテ御座候事、

(鉄火)

右之条少も偽ニテ無御座候、若偽之由申人候者、其人と立合てつくわを取可申候、

(罰)

其上少もいつわり申上候者、此世ニテハ大神小神之御はちを蒙り、白成黒成之病ヲ請、來世にてハ頼申南
弥陀仏之御はちを蒙り、無間地こくへおち可申候、仍起請文如件、

慶長拾四年酉ノ五月十二日

白崎村

新屋(花押・血判)

同村

三郎大郎(花押・血判)

妙法寺村

おく右衛門(花押・血判)

同村

大郎右衛門(略押・血判)

春日野村

衛 門（略押・血判）

同村

田 中（略押・血判）

木内三太夫殿様
（盛貞）

服部与左衛門尉殿様

中村家はもともと河野村河野の旧家で、江戸末期から明治にかけて有名な回船問屋であったという。起請文の内容は、同地区にある舟寄山の入会をめぐって対立がおき、慶長十四年（一六〇九）に近村の白崎村・妙法寺村・春日野村の農民代表六人が証言し血判署名して記されたものである。絵像本尊を持ち出してその裏に起請文を書くという行為の中に、この頃の門徒が本尊に対してどのような意識を抱いていたか知ることができ、絵像本尊もけつして「家」の「先祖」を祀るという性格でなかつたことを示していると言えよう。

ところで、こうした近世初期の本尊に対する信仰の在り方とその祭祀形態も、工芸的な仏壇が成立し普及した元禄期以降には次第に変化していった。『門徒本尊控帳』の中に「持仏堂」という表現が三例あつたが、一如代になつてからのものであり、これはまた

六九 益供は、十三日夕くれより、家々門々を掃除し、（略）念入候人は、先祖の紙牌をも立て候。多くは持佛壇にて仕候。

(「備後國福山領風俗問状⁽²¹⁾」)

六九 盆供魂祭

棚経は其菩提寺の役目にて、旦越のうち異法のものもあらむかと、家々の持佛堂を改る心なりとぞ。

(「北越月令⁽²²⁾」)

地色 十五日なき玉祭る持佛堂。北の方はたゞ一人香をたき水たむけ。さゝぐる花は蓮葉の露の數々なき人の。頓證菩提と回向の折から。判官立ち出で同じく香花奉り フシ しばらく念誦ことをはり。 地色 なう小侍従あれ 色 見給へ。 詞 本尊は三世常住の佛井。ことに今日は盂蘭盆にて親祖父の聖靈。満仲公のなき玉も此持佛堂に來たらせ給ふ。

(『近松淨瑠璃集』「嫗山姥⁽²³⁾」)

と益の魂祭りに見える「持佛堂」と同じ先祖祭祀的な性格を持つてきていると思われる。真宗は位牌を否定しており、事実、安芸門徒をはじめ門徒地帯のところには位牌を仏壇に祀らないところがあるが、全ての門徒が位牌を祀らなかつたいう訳ではなく、尾張など東海地方は仏壇に祀っている家がほとんどである。真宗仏壇は、近世を通じて今日に至るまで一面において「家」に固定されない性格をもつてゐるが、また一面において次第に「家の先祖を祀る」性格を持つようになつたのである。近世社会においては、門徒も「家」観念を持つようになり、「門徒本尊控帳」成立の頃がちょうど「家分立」の時期であった。

六 オソーブツと仏壇

門徒の葬送儀礼で、寺院からオソーブツさんと呼ばれる絵像本尊を借りてきて喪家の床の間などに懸けて葬儀の本尊にする、喪家には仏壇があるにもかかわらず仏壇の本尊が葬儀の時の本尊として機能しないのは何故か。これまでの考察を踏まえて、オソーブツと真宗仏壇との関係について述べてみよう。

オソーブツの特徴は阿弥陀如来などの絵像本尊で、葬儀における臨終仏・引導仮的性格を持つており、寺院と門徒家の間を巡回するものであった。オソーブツには、かつての道場本尊であったものがあり、道場が寺院化した段階で木仮本尊が祀られるようになると本尊としての役目をもたなくなつて、葬儀などに臨時に借り出されるようになったのであろう。もともと絵像本尊は、門徒の家ごとに仏壇が成立する以前の「惣仏」であつたのであり、道場時代の本尊もあるいは道場から門徒へ巡回することがあつたかも知れない。滋賀県神崎郡能登川町伊庭の正巖寺（仏光寺派）では、門徒の葬儀になると光明本尊や阿弥陀如来の絵像を貸し出している。光明本尊はイットウボトケ（一斗仏）、阿弥陀如来の絵像はゴショウボトケ（五升仏）と呼ばれていて、喪家では死者がでた翌日に親戚などが寺へ行つて風呂敷に軸を包んで首から下げ「ホトケさんのお迎え」をする。寺院から言えば、ホトケサンがオデマシニナルという。喪家に迎えられたホトケは床の間に懸けられ、前に三具足や菊灯で莊嚴され、お棺はその前方に安置されたのであった。ホトケさんは初七日まで葬儀のあつた家に安置されているので、住職は毎日お勤めに

行くのだという。光明本尊や阿弥陀如来の絵像はともに室町期のもので、正巣寺の木仏本尊以前の本尊であったと思われる。三十三年忌や五十年忌などにも「ホトケさんのお迎え」がされるといい、こうした門徒の習俗を参考にすると、道場本尊が堂内に安置され礼拝されていたというだけでなかつたことを推定せしめるのである。⁽²⁵⁾ 一定の地域を巡行する「講仏」というものも同様な意味をもつていて、「懇仏」として捉えることができよう。近世初期に門徒家で祭祀された本尊も個人や家に固定されない性格を有していて、所有者が移動するものであつた。しかし、特に元禄期以降になると工芸的な仏壇が「家」に安置され、家の先祖を祀る祭壇としての意味を強くもつようになつたのであつた。そして、仏壇や安置されている本尊は恒常に先祖を祀る家の象徴ともなり、お講やオトリコシ（お取り越し）などには同行が集まつて読経するハレの場・祭壇になつたのである。そうなると、常・ハレ的な仏壇やその本尊は、葬儀というような非常・ケガレの時には本尊たり得なかつたのではないか。門徒の事例ではないが、死靈と仏壇との関係について次のような報告がある。

死人の靈はシアゲまでは部屋の中に机などで臨時の壇を設けその上にまつり、仏壇の仏様は戸をしめて、祀らない。シアゲのお寺参をしてゐる間に仏壇になおし仏様の仲間入りをさせてもらふ。それまでトウシミ一筋を夜昼たえずに灯し続ける。その灯が消えると道中してゐる亡者の路が暗闇になつて分らなくなり、二筋点すと路が二つに分れて迷ふといふ。⁽²⁶⁾

オソーブツが引導仏としての役目を持ち、葬送儀礼における本尊として仏壇と併存しながら伝承してきたのは、門徒であつてもこうした仏壇や本尊に対する日本人の民俗心意が潜んでいたからであろう。そして、歴史的に溯源

すれば、絵像本尊が仏壇成立以前においては共同祭祀による信仰に関わる本尊であつたからであり、道場が発展して寺院化し、一方では収縮して「家」単位による本尊祭祀が行われるようになった、という歴史的過程の中で生み出されたものであつた。

註

- (1) 拙稿「『オソーブツ』考」(『同朋学園佛教文化研究所紀要』第十二号・一九九〇年)。
- (2) 『旅と伝説』誕生と葬礼号・一〇六・一・一〇頁、滋賀県高島郡西庄村の事例。
- (3) 平山敏治郎「神棚と仏壇」(『史林』三二卷二号・一九四八年)。竹田聰洲「仏壇の成立する民俗学的論理—常民の家と祖靈と仏教との関係—」(『禪學研究』第四四号・昭和二八年)。最近の研究では、喜多村理子「盆に迎える靈についての再検討—先祖を祭る場所を通して」(『日本民俗学』一五七・一五八・昭和六〇年)などがある。
- (4) 竹田聰洲「持仏堂の發展と収縮」(『日本文化史論叢』・昭和五一年)。同氏著『民俗仏教と祖先信仰』・東京大学出版会・昭和四六年。
- (5) 三浦秀宥「仏壇と位牌」(『講座日本の民俗宗教』二・弘文堂・昭和五五年)。
- (6) 大河直躬「住まいの人類学」第二章「仏壇のなりたち」・平凡社・一九八六年・六一頁。
- (7) 森孝男「仏壇と盆棚の間」(近藤直也編『座 それぞれの民俗学的視点』・人文書院・一九九一年)。
- (8) 新編『一宮市史』資料編六に翻刻掲載されている。同朋学園佛教文化研究所も昭和四四年に調査を行い、その資料を併せて使用した。袋綴一冊、二六・七×二〇・〇、全五五丁。なお、表紙に「御本尊之帳」とあるが、『一宮市史』において「正福寺門徒本尊控帳」と文書名が付けられているので、本文中では「門徒本尊控帳」と称することにした。また、この資料についてはすでに青木馨氏が「御文調査より見た近世本願寺教団の特質」(『真宗教学研究』一四・平成二年)で一部分析している。
- (9) 真宗大谷派『名古屋別院史』本文編二五八・一五九頁、および資料編を参照のこと。
- (10) Noは史料掲載順に私に付したものである。

- (11) 山本元『棟具の栄』・芸艸堂・昭和四九年・七六頁。
- (12) 『本願寺史』第一巻・四六三頁。
- (13) 同右。
- (14) 『一宮市史』資料編六には一部翻刻掲載されている。同朋学園佛教文化研究所調査資料を使用した。
- (15) 内田秀雄「三河における仏壇工芸—風土地理学的考察」(奈良大学紀要)第六号)、同氏著『日本の宗教的風土と國土観』第三章「彦根仏壇に就いて」第四章「名古屋における仏壇工芸」・大明堂・昭和四六年。
- (16) 大河直躬前掲書・七四頁。
- (17) 千葉兼隆『真宗教団の組織と制度』第三章第二節「道場・寺院の造建」・同朋舎・昭和五三年。
- (18) 森岡清美『真宗教団における家の構造』一「辻元」考・御茶の水書房・一九七八年。
- (19) 『紫雲殿由縁記』(真宗体系)七〇・三七一頁。
- (20) 『福井県史』資料編六・中・近世四所收。
- (21) 『日本庶民生活史料集成』九・六八九頁。
- (22) 同右書・五八二頁。
- (23) 岩波古典文学体系『近松淨瑠璃集』・一二〇五頁。
- (24) 拙稿「真宗の民俗性と反民俗性—位牌と御影による祖先崇拜觀」(同朋学園佛教文化研究所紀要)第五号・昭和五八年)。
- (25) 平成三年、筆者調査。
- (26) 『旅と伝説』誕生と葬礼考、八五八頁、京都府舞鶴地方。